

かわまちづくり公園整備事業
審査基準書

令和4年7月

伊豆の国市

目次

1 審査基準書の位置付け	1
2 審査方法	1
3 評価体制	1
4 審査結果の公表	1
5 審査の進め方	2
6 審査・評価項目	3
(1) 資格要件の審査	3
(2) 基本的事項の適格審査 【第1段階】	3
(3) 公募設置等計画等の評価 【第2段階】	4
7 審査・評価方法	6
(1) 資格要件の審査	6
(2) 基本的事項の適格審査 【第1段階】	6
(3) 公募設置等計画等の評価 【第2段階】	6

1 審査基準書の位置付け

本審査基準書は、伊豆の国市（以下「本市」という。）が、民間のノウハウや資金等を活用した「かわまちづくり公園整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、公募対象公園施設設置等予定者（以下「設置等予定者」という。）を選考するための審査基準等を示したものである。

2 審査方法

事業応募者から提出された、事業者募集要項に定める公募設置等計画に係る提案書等（以下「提案書等」という。）に対して、資格要件の審査、基本的事項の適格審査及び施設計画・事業計画等に関する公募設置等計画等に関する評価による審査を行う。

3 評価体制

公募設置等計画等の審査は伊豆の国市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画等について、本評価基準書の内容に基づき審査を行い、設置等予定者の候補及び次点を選考する。

4 審査結果の公表

各々の審査結果は、それぞれの事業応募者に個別に通知するとともに、設置等予定者（構成企業すべて）の名称、公募設置等計画の概要を公表する。

5 審査の進め方

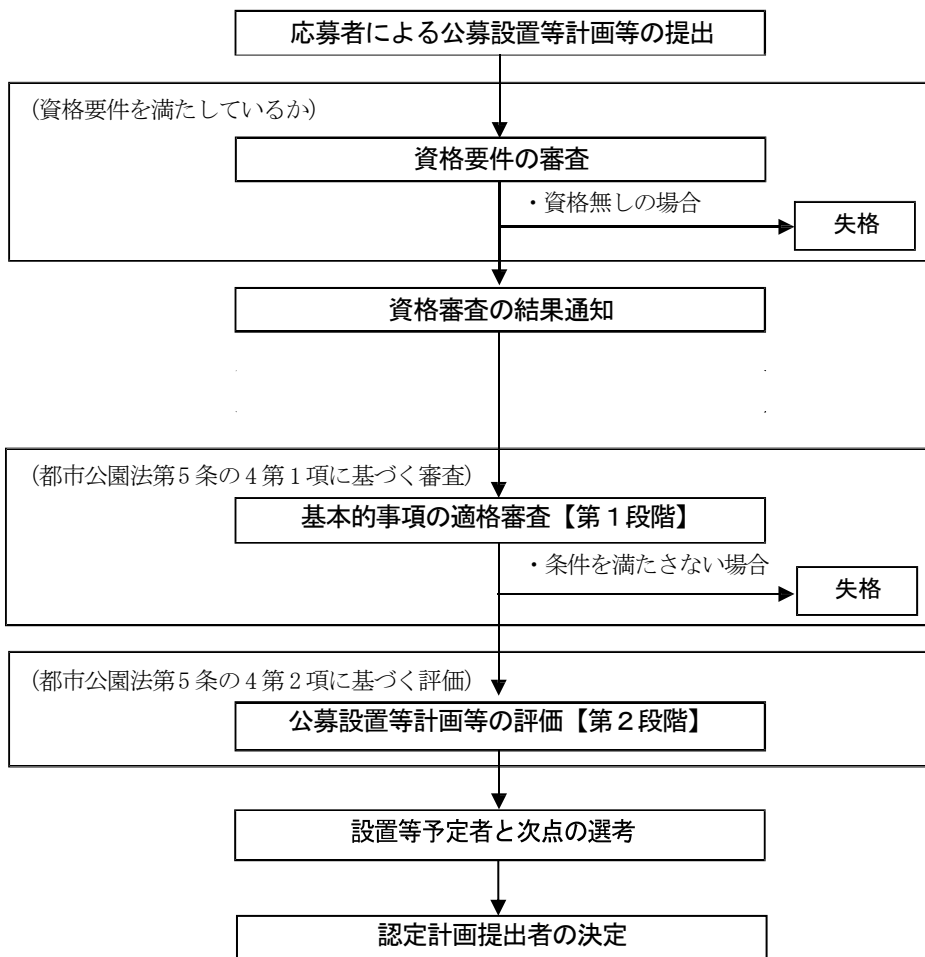
設置等予定者の選考は、応募者からの参加申請に対して、まず本市が資格要件の審査を行う。

その後、基本的事項の適格審査（第1段階）として、都市公園法第5条の4第1項に基づき、すべての公募設置等計画等の審査を行う。その審査を通過した計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき、公募設置等計画等の評価（第2段階）を行う。

具体的には、第1段階では、①公募設置等計画等が公募設置等指針等に照らし適切なものであること、②公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること、③公募設置等計画等を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと、④本市の負担額が公募設置等指針に定められた上限額以内であること、⑤その他、重大な不適切箇所がないかを審査する。審査の結果は事務局の意見を付して、選考委員会へ送付する。

第2段階では、都市公園法第5条の4第2項に基づき、第1段階の審査を通過した全ての公募設置等計画等について評価を行う。選考委員会は、応募者のプレゼンテーション及びヒアリング等に基づき、本評価基準書6に示す評価基準に従って公募設置等計画等の評価を行う。

本市による審査の進め方



6 審査・評価項目

(1) 資格要件の審査

審査項目に基づき、参加資格要件を満たしているかを審査する。

(審査項目の内容)

応募者が次の資格要件を全て満たしていることを確認する。

- ① 公募設置等指針3(1)①に示す応募者の制限
- ② 公募設置等指針3(1)②に示す応募者の構成及び資格(資格・実績要件)

(2) 基本的事項の適格審査 【第1段階】

都市公園法第5条の4第1項に基づき、必須条件等の基本的な条件を満たしているかを審査する。

(審査項目の内容)

- ① 公募設置等計画等が公募設置等指針等に照らし適切なものであることを審査する。
- ② 公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであることを審査する。
- ③ 公募設置等計画等を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査する。
- ④ 本市の負担額が公募設置等指針に定められた上限額以内であることを審査する。
- ⑤ その他、重大な不適切箇所がないか審査する。

(3) 公募設置等計画等の評価 【第2段階】

都市公園法第5条の4第2項に基づき、公募設置等計画等の内容について、施設計画や事業経営等の視点で評価する。

(評価項目の内容)

- | |
|---|
| <p>1. 共通事項</p> <p>(1) 基本事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本事業の目的に合致しているか。 <p>(2) 事業の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none">・ 財務体質は健全か(財務諸表(様式6等)により評価)。・ 実績は充分か(応募資格関係書類により評価)。・ 役割分担(協力団体含む)は実行力がある体制か。・ 人員配置等が優れているか。・ 業務従事者の育成方針・手法が優れているか。 <p>(3) 緊急時の体制・平時の取組</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害、事故等の発生時における緊急時の体制は優れているか。・ 緊急時に備える平時の取組は優れているか。 <p>(4) 地元配慮・地域貢献</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地元業者等への配慮の提案が優れているか。・ 地域経済貢献の提案が優れているか。 <p>(5) 利用促進・サービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・ 情報発信その他利用促進の取組が優れているか。・ サービスの質の向上の取組が優れているか。 <p>(6) 施設の配置計画</p> <ul style="list-style-type: none">・ 配置計画が優れているか(利便増進施設の提案がある場合はここで評価)。 <p>(7) スケジュール等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 適切な工程であるか。・ 堤防道・高水敷グラウンド等の利用者に配慮された施工計画であるか。 <p>2. P - P F I</p> <p>(1) 公募対象公園施設</p> <p>1) 整備計画</p> <p>① 共通事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公園や周辺地域の魅力向上や集客力が見込める施設であるか。・ 景観に配慮した色彩、意匠であるか。・ 周辺地域や河川空間への配慮は適切か。 <p>② 収益施設</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公園利用者やサイクリストが集い、憩いの場、滞在できる休憩施設として優れているか。 <p>2) 管理運営計画</p> <ul style="list-style-type: none">・ 運営方法は利用者の満足度向上、利用促進に繋がるものか。・ 年間を通じた賑わいの創出に繋がるものか。・ 持続可能な運営に繋がるものか。 <p>3) 価額評価</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設置許可使用料により市の財政負担がどれだけ軽減されるか。当該申請法人又は当該申請グループの見積金額/提案最高見積金額×配点(小数点以下切り捨て) <p>4) 収益還元</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公募対象公園施設の収入(売上額)の市への還元率(%)及び還元額(円)は優れているか。 <p>(2) 特定公園施設</p> <p>1) 整備計画</p> <p>① 共通事項</p> |
|---|

- ・ 公園や周辺地域の魅力向上や集客力が見込める施設であるか。
- ・ 景観に配慮した色彩、意匠であるか。
- ・ 周辺地域や河川空間への配慮は適切か。

②駐車場

- ・ 多くの台数を確保し、スムーズに駐車できる配置、河川敷に配慮した形態であるか。
- ・ 歩行者等公園利用者の安全面に配慮しているか。

③管理事務所・倉庫/④広場, ドッグラン⑤ベンチ, 掲示板, 標識

- ・ 指定管理者が円滑に公園全体を管理運営できる公園管理事務所・倉庫であるか。
- ・ かわまち計画と整合し、水辺の賑わいに繋がるか。

2) 価額評価

- ・ 建設に要する費用のうち、市の負担額はどれだけ軽減されているか。
提案最安見積金額/当該申請法人又は当該申請グループの見積金額×配点（小数点以下切り捨て）

(3) 収支

- ・ 堅実で現実的な投資計画、収支計画か。

3. 管理運営

(1) 施設運営業務

- ・ 適切な施設の運営方法であるか。
- ・ 個人情報保護する能力を有しているか。

(2) 維持管理業務

- ・ 適切な施設の維持管理方法であるか。

(3) 自主事業

- ・ 運営方法が優れているか。
- ・ 地域の活性化に繋がる事業として優れているか。

(4) 収支

- ・ 堅実で現実的な投資計画、収支計画か。

(5) 価額評価

- ・ 指定管理料はどれだけ軽減されているか。
提案最安見積金額/当該申請法人又は当該申請グループの見積金額×配点（小数点以下切り捨てる）。

(6) 収益還元

- ・ 指定管理者の収入(自主事業含む)の市への還元率(%)及び還元額(円)は優れているか。

7 審査・評価方法

(1) 資格要件の審査

公募設置等指針の3(1)に示す要件を満たしていないときは失格とする。

(2) 基本的事項の適格審査 【第1段階】

本評価基準書の6(2)に示す条件を満たしていないときは失格とする。

(3) 公募設置等計画等の評価 【第2段階】

公募設置等計画等の提案内容について、本評価基準書の6(3)に示す評価項目の各々の内容に応じ、以下に示す配点で加点方式により評価する。

	項目	配点	
1. 共通事項	(1)基本事項	10	
	(2)事業の実施体制	35	
	(3)緊急時の体制・平時の取組	5	
	(4)地元配慮・地域貢献	5	
	(5)利用促進・サービスの質の向上	5	
	(6)施設の配置計画	15	
	(7)スケジュール等	5	
	小計	80	
2. P - P F I	(1)公募対象公園施設	1)整備計画	30
		2)管理運営計画	15
		3)価額評価	5
		4)収益還元	15
	(2)特定公園施設	1)整備計画	45
		2)価額評価	5
	(3)収支	15	
	小計	130	
3. 管理運営	(1)施設運營業務	15	
	(2)維持管理業務	15	
	(3)自主事業	20	
	(4)収支	10	
	(5)価額評価	15	
	(6)収益還元	15	
	小計	90	
合計	300		